

水道料金・下水道使用料の消費税率が変わります

10月1日から、消費税率が8%から10%へ引上げになります。

検針地区間の均衡を図るため、水道料金・下水道使用料の消費税率は、次のとおり対応します。

10月1日以前から継続的に使用している場合

奇数月検針地区（JR線東側）

- ・11月検針分は8%、1月検針分は10%

偶数月検針地区（JR線西側）

- ・10月検針分は8%
- ・12月検針分は、1/2(前1か月分)は8%、1/2(後1か月分)は10%
- ・2月検針分は10%

10月1日以降に利用開始の場合

最初の料金から10%の消費税率を適用します。

水道加入金

10月1日の受付分から10%の消費税率を適用します。

■問い合わせ先 水道課 ☎(32)8911 下水道課 ☎(32)8912

水道料金等の消費税率対応イメージ

JR線 東側 地区	検 請 針 → 求		検 請 針 → 求		検 請 針 → 求
	8%		10%		
	9月	10月	11月	12月	1月
JR線 西側 地区	8%	検 請 針 → 求		検 請 針 → 求	
		8%		10%	

とちぎネットアンケート協力者募集

県では、県民の皆さんの意識やニーズを把握し、県政に反映させるため、インターネットを利用した県政に関するアンケートにご協力いただける方を募集しています。

■対象者 県内在住の満16歳以上の方

■申込方法 ホームページの応募フォームからお申し込みください

■問い合わせ先

県広報課 ☎028(623)2158

☎<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/iken/anke.html>

保育園・認定こども園入園申込を開始します

入園申込書はこども福祉課または各施設で配布します。

1号認定(教育標準時間認定)

■申込期間

9月9日(月)～27日(金)

■提出先

入園を希望する施設

2・3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)

■申込期間

10月1日(火)～31日(木)

■提出先 こども福祉課

※入園説明会や施設見学会の日程については、各施設に直接お問い合わせください。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

広報しもつけを郵送しています



「広報しもつけ」は、自治会をとおして配付しているほか、公共施設、金融機関、コンビニなどで配付しており、市ホームページでもご覧いただけます。

市民の方を対象に、有償による広報の郵送を行っていますので、希望される方は次のとおりお申し込みください。

■申込方法 総合政策課または市ホームページで広報紙郵送依頼書を手入力いただき、切手を添えて、総合政策課の窓口または郵送でお申し込みください
※申し込みは毎年度必要です。

■対象者 市内在住の方

■利用者負担 郵送実費分(1か月215円×希望月数分の切手)
※ゆうメールでお送りします。

■申込期限 広報発行日(毎月1日)の15日前まで
(例：4月から希望する場合は、3月15日まで)

利用者負担減免

次のいずれかに該当する場合は、郵送費の減免を受けることができます。

- ・世帯員全員が65歳以上
 - ・障がいなどにより、近くの公共施設等へ行くことが困難
- ※詳しくは総合政策課にご相談ください。

■申込方法 広報紙郵送依頼書と併せて、広報紙郵送料免除申請書を提出してください

■申し込み・問い合わせ先

総合政策課 ☎(32)8886